

# 資料 2 - 1

## 平成17年 医療施設静態調査の概要（案）

### 1 調査の目的

この調査は、医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象及び客体

平成17年10月1日午前零時現在において、医療法に基づき許可又は届出の受理を行っているすべての病院、診療所（ただし、保健所を除く。）を調査の客体とする。

### 3 調査の期日

平成17年10月1日（土）とする。

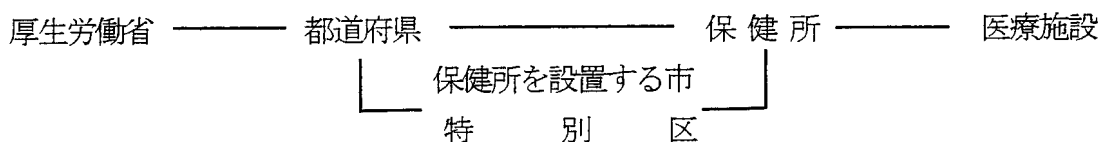
### 4 調査事項

名称、所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項。

### 5 調査の方法

医療施設の管理者が調査票に記入する自計方式とする。

### 6 調査の系統



### 7 集計及び結果の公表

厚生労働省大臣官房統計情報部において審査集計し、結果は集計後すみやかに公表する。

# 資料 2-2

## 平成17年医療施設静態調査の主要改正点（案）

### 1. 改正の趣旨

医療行政が直面する重要施策の推進の企画・立案の基礎資料として、医療安全体制の整備、医療情報の活用・情報提供等の調査事項の追加、また、医療法等の改正に伴う調査項目の変更や、記入者負担軽減を図るため経年変化の状況が把握された調査項目の削除等の見直しを行う。

### 2. 主な改正点

#### (1) 病院票

- ① 独立行政法人国立病院機構法、国立大学法人法及び独立行政法人労働者健康福祉機構法による法人の設立に伴い、「(4)開設者」の選択肢に「02 独立行政法人国立病院機構」、「03 国立大学法人」、「04 独立行政法人労働者健康福祉機構」を追加し「02 文部科学省」、「03 労働者福祉事業団」を削除する。
- ② 病床の種別の変更に係る措置期間が満了したため「(5)許可病床数」の経過措置を削除する。
- ③ 医療事故防止の体制整備の状況を把握するため「(14)医療安全体制」の選択肢を追加する。
- ④ 記入者負担の軽減から、「(17)麻酔及び手術等の状況」について把握する必要性の低い手術について削除する。
- ⑤ 「(19)検査等の実施状況」について、把握する必要性の低い検査を削除し、より高度な検査を追加する。
- ⑥ 記入者負担の軽減から、「(20)歯科設備」について把握する必要性の低い装置について削除する。
- ⑦ 記入者負担の軽減から、「(21)夕食の状況」の「食事開始時間」について概ね状況が把握できたので削除する。
- ⑧ 医療関連サービスに関する評価の指標とするため、「(22)委託の状況」の設問項目を追加する。
- ⑨ 医療分野における情報化の推進について、その進捗状況を把握するため「(25)電

子カルテシステムの導入状況」に「活用状況の範囲」、「導入予定時期」の事項を追加する。

- ⑩ 医療ニーズの高度化・多様化していることを踏まえ、医療の情報の状況を把握するため「(26)ホームページの開設」に「ホームページの掲載内容」、「開設予定の有無」の事項を追加する。
- ⑪ 急速に進展する情報化社会に対応した、より高度な情報通信技術の利用状況を把握するため「(27)他の医療機関との連携における情報通信機器等の利用状況」を削除し、「(27)遠隔医療システムの導入状況」の事項を追加する。
- ⑫ 平成16年度から医師の臨床研修の義務化が実施されており、必要な情報が得られたので「(30)医師免許取得後2年以内の医師」を削除する。
- ⑬ 概ね状況が把握できたので「(31)職員のための院内保育サービスの実施状況」、「(33)特殊臨床検査の実施状況」を削除する。
- ⑭ 健康増進法に受動喫煙の防止に必要な措置を講ずるようとしており、病院における状況を把握するため「(33)受動喫煙対策の状況」の事項を追加する。

## (2) 一般診療所票

- ① 病院票に合わせ「(4)開設者」の選択肢に「02 独立行政法人国立病院機構」、「03 国立大学法人」、「04 独立行政法人労働者健康福祉機構」を追加し「02 文部科学省」、「03 労働者福祉事業団」を削除する。
- ② 記入者負担の軽減から、「(16)麻酔及び手術等の状況」について把握する必要性の低い手術・装置について削除する。
- ③ 「(17)検査等の実施状況」について、診療所における検診目的での利用が増加している「PET（陽電子断層撮影）検査」を追加する。
- ④ 病院票に合わせ「(18)歯科設備」について把握する必要性の低い装置について削除する。
- ⑤ 病院票に合わせ「(20)電子カルテシステムの導入状況」に「活用状況の範囲」、「導入予定時期」の事項を追加する。
- ⑥ 病院票に合わせ「(22)ホームページの開設」に「ホームページの掲載内容」、「開設予定の有無」の事項を追加する。

⑦ 病院票に合わせ「(23)他の医療機関との連携における情報通信機器等の利用状況」を削除し、「(23)遠隔医療システムの導入状況」の事項を追加する。

⑧ 病院票に合わせ「(25)特殊臨床検査の実施状況」を削除する。

⑨ 病院票に合わせ「(25)受動喫煙対策の状況」の事項を追加する。

### (3) 歯科診療所票

① 病院票に合わせ「(4)開設者」の選択肢に「02 独立行政法人国立病院機構」、「03 国立大学法人」、「04 独立行政法人労働者健康福祉機構」を追加し「02 文部科学省」、「03 労働者福祉事業団」を削除する。

② 歯科保健医療の推進に必要な基礎資料を得るため「(14)手術等の状況」の「抜歯・歯周手術等」を「歯周外科手術」に変更する。

③ 病院票に合わせ「(15)歯科設備」について把握する必要性の低い装置について削除する。

④ 医療情報システムの推進に必要な基礎資料を得るため、「(20)レセプト処理用コンピューター」を「(20)医療情報システムの導入状況」に変更し、選択肢を「電子カルテシステム」「レセプト処理用コンピューター」「導入していない」に変更する。

⑤ 病院票に合わせ「(21)ホームページの開設」に「ホームページの掲載内容」、「開設予定の有無」の事項を追加する。

⑥ 病院票に合わせ「(23)受動喫煙対策の状況」の事項を追加する。

# 資料 2-3

## 平成17年医療施設静態調査の主要改正点（事項別）（案）

I 重要施策の推進に関連する改正事項	備考
1. 医療安全体制の整備に関すること 1) 医療安全体制の具体的な対策について (選択肢追加) 「安全管理のための委員会」 「安全管理のための職員研修」 「安全管理部門」 「患者のための相談窓口」 を追加	【病院票(14)】 p6
2. 医療情報の活用・情報提供に関すること 1) 電子カルテの導入状況について 「活用状況の範囲」 (新設) 「導入予定時期」 2) ホームページの開設について 「ホームページの掲載内容」 (新設) 「開設予定の有無」 3) 医療情報システムの導入状況について 「電子カルテシステム」 (新設) 「レセプト処理用コンピューター」 「導入していない」 4) 遠隔医療システムの導入の状況について 「遠隔医療システムの導入の状況」 (新設)	【病院票(25)】 p10 【一般診療所票(20)】 p9 【病院票(26)】 p11 【一般診療所票(22)】 p9 【歯科診療所票(21)】 p4 【歯科診療所票(20)】 p4 【病院票(27)】 p11 【一般診療所票(23)】 p10
3. その他施策の企画・立案の基礎資料として重要な事項 1) 委託の状況について (変更) 「保守点検業務(医療ガス供給設備)」 「寝具類洗濯」 「患者の搬送」 2) 受動喫煙対策の状況について (新設) 「受動喫煙対策の状況」	【病院票(22)】 p9 【病院票(33)】 p14 【一般診療所票(25)】 p10 【歯科診療所票(23)】 p4

Ⅱ 法律等の改正に伴う改正事項	備考
<p>1. 独立行政法人国立病院機構法、国立大学法人法及び独立行政法人労働者健康福祉機構法による法人の設立に伴う改正事項</p> <p>1) 開設者について (変更)</p> <p>(旧) 02 文部科学省 03 労働福祉事業団</p> <p>(新) 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>2. 医療法の改正に伴う改正事項</p> <p>1) 病床区分について (変更)</p> <p>経過的旧その他の病床 特例許可老人病床 (再掲) 特例許可老人病床以外の老人病床 (再掲) 療養型病床群 (再掲)</p> <p>削除</p>	<p>【病院票(4)】 p1 【一般診療所票(4)】 p1 【歯科診療所票(4)】 p1</p> <p>【病院票(5)】 p2</p>

Ⅲ 記入者負担の軽減のための改正事項	備考
<p>1. 削除又は簡素化した事項</p> <p>1) 麻酔及び手術等の状況について 手術の一部を削除</p> <p>2) 検査等の実施状況について 検査の一部を削除</p> <p>3) 歯科設備について 設備の一部を削除</p> <p>4) 夕食の状況について 食事開始時間を削除</p> <p>5) 他の医療機関との連携における情報通信機器等の利用状況 について (削除)</p> <p>6) 医師免許取得後2年以内の医師について (削除)</p> <p>7) 職員のための院内保育サービスの実施状況について (削除)</p> <p>8) 特殊臨床検査の実施状況について (削除)</p>	<p>【病院票(17)】 p7 【一般診療所票(16)】p7</p> <p>【病院票(19)】 p8 【一般診療所票(17)】p8</p> <p>【病院票(20)】 p8 【一般診療所票(18)】p8 【歯科診療所票(15)】p3</p> <p>【病院票(21)】 p9</p> <p>【病院票(27)】 p11 【一般診療所票(23)】p9</p> <p>【病院票(30)】 p13</p> <p>【病院票(31)】 p13</p> <p>【病院票(33)】 p13 【一般診療所票(25)】p10</p>

IV その他の改正事項	備 考
1. 施設の面積等について	【病院票(6)】 p2
2. 患者数について	【病院票(8)】 p3
3. 診療状況について	【一般診療所票(13)】 p5
4. 併設施設の状況について	【病院票(9)】 p4 【一般診療所票(7)】 p4
5. 承認等の状況について	【病院票(11)】 p4
6. 救急医療体制について	【病院票(12)】 p5
7. 各種委員会の設置状況	【病院票(13)】 p6
8. 診療情報管理の状況について	【病院票(24)】 p10
9. 病棟における看護職員の勤務体制について	【病院票(29)】 p12
10. 剖検について	【病院票(32)】 p14
11. 病床及び病室について	【一般診療所票(5)】 p2
12. 期間診療等について	【一般診療所票(10)】 p4
13. 診療状況について	【一般診療所票(13)】 p5 【歯科診療所票(11)】 p3
14. 従事者について	【一般診療所票(14)】 p6 【歯科診療所票(9)】 p2
15. 手術等の状況について	【歯科診療所票(14)】 p3